

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方にに関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローリン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 第四条第三項の規定の適用については、公布の日から内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)の前日までの間は、同項中「文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、総合科学技術会議とあるのは「科学技術会議」とする。

第四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十一条 ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律(平成十一年法律第八十八号)

六条(人クローリン胚等の人又は動物の胎内への移植)の罪

内閣総理大臣 森 喜朗

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽
内閣総理大臣 森 喜朗
平成十三年十二月六日

法律第百四十七号

(目的)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もつて人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施設について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第一百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施設の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施設を実施する地方公共団体に対し、当該施設に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

(財政上の措置)

第十条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令をここに公布する。

第十一条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十一条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施設について適用する。

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第一百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施設の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

第三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十一条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第十九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十一条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第二十九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第三十条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第三十一条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第三十二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第三十三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第三十四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第三十五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第三十六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第三十七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第三十八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第三十九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第四十条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第四十一条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第四十二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第四十三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第四十四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第四十五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第四十六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第四十七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第四十八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第四十九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第五十条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第五十一条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第五十二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第五十三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第五十四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第五十五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第五十六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第五十七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第五十八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第五十九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第六十条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第六十一条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第六十二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第六十三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第六十四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第六十五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第六十六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第六十七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第六十八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第六十九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第七十条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第七十一条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第七十二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第七十三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第七十四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第七十五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第七十六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第七十七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第七十八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第七十九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第八十条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第八十一条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第八十二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第八十三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第八十四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第八十五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第八十六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第八十七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第八十八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第八十九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第九十条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第九十一条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第九十二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第九十三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第九十四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第九十五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第九十六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第九十七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第九十八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第九十九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百一条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百十条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百十一条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百十二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百十三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百十四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百十五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百十六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百十七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百十八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百十九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百二十条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百二十二条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百二十三条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百二十四条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百二十五条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百二十六条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百二十七条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百二十八条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

第一百二十九条 行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令